

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内 (家計急変世帯用)

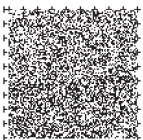
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、直近の収入減少により住民税均等割非課税相当と見なされる場合には、生活・暮らしを支援する観点から、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)」(以下、「本給付金」という。)を支給します。

【1. 支給対象(要件)】

- ・基準日(令和3年12月10日)時点において、国内に住民登録がされている世帯
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月から令和4年9月の間の家計が急変し、世帯員全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯
 - ※臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)の給付を受けた方がいる世帯、または本給付金を受給された方がいる世帯は支給対象外となります。
 - ※事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や収穫・出荷時期等、通常、収入を得られる時期以外を対象月として申請した場合には、支給対象外となります。
 - ※基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降、住民票の異動により、同一住所において、別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなします。
 - ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等(確定申告書や住民税申告書、源泉徴収票などに扶養親族として申告された方、16歳未満の扶養親族、青色事業専従者及び事業専従者)のみからなる世帯は支給対象外となります。
- 例) 親(課税)に扶養されている学生(非課税)の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)は支給対象外

【2. 住民税非課税世帯と同様の事情となる判断基準(裏面参照)】

- ①令和3年度分の住民税均等割が課税されている世帯員それぞれの1年間の年収換算額又は1年間の所得見込額が、住民税均等割非課税となる水準に相当する額以下となるかどうかで判断されます。
 - ②判定に使用する収入の種類は、【A】給与収入、【B】事業収入又は不動産収入、【C】年金収入(非課税の公的年金収入は含まれません)の合計です。
 - ③令和3年度分の住民税均等割が課税されている世帯員それぞれの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急変した令和3年1月から令和4年9月の間の、任意の1か月分の収入を12倍した年収換算額が、非課税相当限度額(収入額ベース)以下の場合に、対象となります。
 - ④③で対象とならなかった場合、年収換算額から給与所得控除額、経費等を減額して算出する年間所得見込額が、非課税相当限度額(所得額ベース)以下になった場合も、対象となります。
- ※令和4年度分住民税課税決定以降(令和4年6月頃)に令和3年内の収入減少を理由に申請する場合、当該課税決定の内容により、支給決定を満たすか判定します。



家計急変世帯該当の判断基準 ※申請時点で下記のいずれかに該当

新型コロナウイルス
感染症の影響を受けて
収入が減少した

+

世帯全員について

年収換算額

【令和3年1月～令和4年9月の
任意の1か月分の収入×12】
が表内の「非課税相当限度額（収入
額ベース）」以下になる場合

または

年間所得見込額

【年収換算額－（給与所得控除
＋経費＋公的年金等控除）】
が表内の「非課税相当限度額（所得
額ベース）」以下になる場合

世帯構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がいない場合	100万円	45万円
配偶者または親族(計1名)を扶養している場合	156万円	101万円
配偶者または親族(計2名)を扶養している場合	205万7000円	136万円
配偶者または親族(計3名)を扶養している場合	255万7000円	171万円
配偶者または親族(計4名)を扶養している場合	305万7000円	206万円
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204万3999円	135万円

【3.支給金額】

一世帯当たり10万円

【4.受給者】

対象世帯の世帯主

※世帯主が亡くなれば、当該世帯主以外の世帯員がいる場合、その中から新たに世帯主となった方

【5.手続方法】

「1.支給対象(要件)」及び「2.判断基準」をご確認のうえ、ご自身の世帯が該当すると思われる場合、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書【家計急変世帯分】」の誓約・同意事項を確認し、同意する場合は、必要事項に記入し、「簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変世帯】」と添付資料を一緒に同封のうえ、返信用封筒でご郵送ください。

【6.提出期限】

令和4年9月30日(金) ※消印有効

【7.支給時期】

申請書が到着した後、区で内容を順次審査し、世帯主名義の銀行口座に給付金をお振り込みします。支給時期は支給決定通知書でお知らせします。

※申請が混み合っている場合、お振込まで1ヶ月以上かかる場合がありますので、ご了承ください。

【8.その他】

- 申請書及びご提出いただいた書類は、返却できませんのでご了承ください。
- 申請書は、必ず、黒のボールペンなどの消えないペンで記入してください。消えるボールペンでは記入しないでください。
- 必要事項に記入漏れや不備があると、支給が遅れたり、支給ができなくなる場合があります。

? お問い合わせ

制度内容や通知内容について、ご不明な点やご質問があれば下記までお問い合わせください。

For further information, please inquire at the contact details below.

如有任何不明或疑问、请与相关人员咨询。联系方式如下所示。

궁금하 점이나 질문이 있으면 아래의 문의처로 문의 바랍니다.

世田谷区 臨時特別給付 専用ダイヤル 03-6632-0723

- 専用ダイヤル受付期間 令和4年9月30日(金)まで
- 専用ダイヤル受付時間 月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後6時
- 大変混雑が予想されます。つながらない場合は時間をずらしておかけ直してください。

振り込め詐欺にご注意ください。

申請内容に不明な点があった場合、世田谷区から電話で問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。不審な電話がかかってきた場合には、すぐに警察または世田谷区特殊詐欺相談ホットライン(☎03-5432-2121)にご連絡ください。